

森林病虫害等被害対策事業

【718（869）百万円】

対策のポイント

森林病虫害等による被害対策として必要な取組を実施します。引き続き、東北地方等において、農林水産大臣の命令による防除対策等を推進します。

<背景／課題>

- 我が国の森林資源を循環利用して林業の成長産業化を実現するためには、森林に重大な損害を与える森林病虫害等の被害対策を的確に実施する必要があります。

政策目標

保全すべき松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑制
(平成29年度)

<主な内容>

1. 森林害虫駆除事業委託

197（197）百万円

東北地方における松くい虫被害の拡大の未然防止、佐渡におけるトキの営巣木等の保全を図るため、農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等や、薬剤防除自然環境等影響調査等を実施します。

（委託費）
委託先：都道府県

2. 森林病虫害等防除損失補償金

2（2）百万円

農林水産大臣の命令を受けて伐倒を行うことにより通常生ずべき損失額に相当する金額及び薬剤による防除又ははく皮、焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額等を補償します。

（事業実施主体：国）

3. 森林病虫害等防除事業費補助金

519（670）百万円

（1）被害拡大地域対策事業（松くい虫防除）

従来被害がなかった地域で新たな被害が発生している高緯度・高標高地域等における松くい虫防除対策を実施します。

（2）環境に配慮した松林保全対策事業

天敵微生物等を用いた伐倒駆除等、松林や周辺的环境に配慮した防除対策を実施します。

（3）政令指定病虫害等防除事業

せん孔虫類、食葉性害虫、のねずみ等による被害のまん延を防止するための防除対策並びにナラ枯れ被害対策の防除措置を実施します。

（補助率：1／2（（3）ののねずみは北海道3／8それ以外1／3）
事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会）

[お問い合わせ先：林野庁研究指導課（03-3502-1063）]